

## 4 介護保険に関すること



### (1) 経緯

高齢化社会における介護問題の解決を図るため、平成 9 年 12 月に国民の共同連帯の理念に基づき、介護問題を社会全体で支える仕組みとして介護保険法が制定されました。

介護保険法の制定に伴い、平成 10 年 9 月に下記の事項を目標として、広域連合の前身である、北アルプス広域行政組合が介護保険の保険者となることについて関係市町村において合意されました。

- ① 広域内の住民が同じ負担で同じ介護サービスを受けられる体制整備
- ② 介護認定の客観性と公平性の確保
- ③ 保険財政基盤の安定化
- ④ 介護保険事務の効率化による、関係市町村事務の軽減と効率化

平成 10 年 11 月に介護保険事務に関するワーキンググループの設置、平成 11 年 2 月に介護保険事業計画作成委員会の設置、同年 10 月に準備介護認定開始、平成 12 年 2 月に「第 1 期介護保険事業計画平成 12 年度～平成 16 年度」の作成が行われました。

また、平成 18 年から実施された地域支援事業については、市町村地域包括支援センターに委託し、「介護予防事業」「包括的支援事業」及び「任意事業」の 3 つの事業を実施しています。

その後、住み慣れた地域での生活を支えるために、地域密着型サービスや介護予防・日常生活支援総合事業が導入されるなど、新たなサービスも加わり、現在に至っています。

### (2) 現状と課題

北アルプス地域における、令和 5 年 10 月 1 日現在の高齢化率は、県平均が 32.9%であるのに対して 5.4 ポイント増の 38.3%となっています。

また、北アルプス地域の要介護認定者数は、介護保険制度が始まった平成 12 年 4 月には 1,586 人でしたが、令和 6 年 4 月末には 3,437 人となり、開始時の約 2.2 倍に増加しています。

今後も、高齢化率の上昇に伴い、介護を必要とする要介護認定者の増加が予測されます。

また、要介護認定者の増加に伴い保険給付費は、平成12年度において21億4千万円であったものが、令和5年度では約3倍の63億円となっています。保険給付費の増加は、保険料の上昇につながることから、適正な保険給付を行うことが必要です。

そのため、給付費の推移等の把握と分析を行いながら、ケアプラン及び住宅改修の点検、長野県国民健康保険団体連合会から提供される情報に基づく医療情報との突合等の給付適正化事業を行っています。

併せて、関係市町村で委託により実施している地域支援事業の充実を図り、介護予防やフレイル※の予防を推進し、可能な限り住み慣れた地域で医療、介護サービスが受けられる、包括的な支援・サービス提供体制である地域包括ケアシステムの推進が必要となっています。

### (3) 今後の方針と施策

- ① 要介護認定者及び保険給付費等の変動要因を分析し、国・県における介護保険に関する情報収集に努めるとともに、ケアプラン内容等の適正化を図り、介護保険事業の安定的な運営に努めます。
- ② 大北圏域介護保険事業者連絡協議会と連携して、介護サービス事業者間の連絡調整を図り、円滑な介護サービスの提供に努めます。
- ③ 介護支援専門員や介護サービス提供者等に対する研修を実施するほか、介護サービス相談員の訪問活動等を通じて、介護サービスの質の向上に努めます。
- ④ サービス基盤の整備については、関係市町村との協力により、民間事業者等を含めサービスの充実・整備に努めます。
- ⑤ 関係市町村に委託している地域支援事業の充実を図り、介護予防やフレイルの予防を推進するとともに、地域包括ケアシステムの推進に努めます。
- ⑥ 介護保険事業計画や介護予防等に係る情報提供について、介護保険広報紙「井戸端かいご」などを用いて積極的に介護保険の啓発を行います。

#### ■SDGsの目標との関連

SDGs17の目標		関連目標
 3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	介護保険事業計画の推進
 10 人や国の不平等をなくそう	各国内および各国間の不平等を是正する	介護保険料負担・サービス利用料負担制度の住民に対する確実な周知

※フレイル…加齢により心身が老い衰えた状態